

郡山市マイナンバーカード出張申請実施要領

(用語の定義)

第1条 この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

広域圏	広域圏とは、こおりやま広域連携中枢都市圏をいう。
市町村職員	市町村職員とは、郡山市職員及び広域圏の自治体に勤務する職員をいう。
受託者	受託者とは、郡山市が契約するマイナンバーカード出張申請窓口の開設に係る業務委託の受託者をいう。
申請者	申請者とは、マイナンバーカード交付を申請する者をいう。
個人宅	個人宅とは、郡山市内の申請者の住所地をいう。
団体等	団体等とは、郡山市内及び広域圏内の企業や団体、福祉施設等をいう。
イベント会場	イベント会場とは、不特定多数を対象に出張申請を行う会場をいう。
出張申請受付	出張申請受付とは、個人宅を郡山市職員が訪問又は団体等を市町村職員同行の上、受託者が訪問することにより、出張して申請を受け付けることをいう。
出張申請サポート	出張申請サポートとは、イベント会場に受託者が出張して申請者に対し申請を補助することをいう。

(趣旨)

第2条 この要領は、マイナンバーカードの交付申請を円滑に行えるように、出張申請受付及び出張申請サポートを行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者の共通要件)

第3条 出張申請受付及び出張申請サポートにおける申請者に共通する要件は次の各号に掲げるものすべてを満たすものとする。

- (1) 日本国内に住民登録があること。
- (2) マイナンバーカードの新規交付申請、更新の交付申請及び紛失等による再交付申請を行う者であること。
- (3) 出張申請実施日当日に申請受付場所において申請者本人がマイナンバーカード交付申請書の記入ができること。
- (4) 15歳未満の方及び成年被後見人の方は、法定代理人が同席すること。
- (5) 申請日からおおよそ2か月以内に申請時の住民登録地から転出する予定がないこと。
- (6) 郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者でないこと。

(出張申請受付の要件)

第4条 出張申請受付の申込みの際に必要な要件については、次のとおりとする。

(1) 個人宅の訪問

(ア) 申請者は1名からとする。

(イ) 身体等の障がいや病気により外出が困難な方及びその他市長がやむを得ない理由があると判断した方。

(ウ) 郡山市内に住民登録がある方。または郡山市外に住民登録がある方で東日本大震災の影響による避難、DV被害、ストーカー等被害で市内に居住している方。

(エ) 訪問先が郡山市内の申請者の個人宅又は郡山市と申請者が協議した郡山市内の居所地であること。また、居所地が福祉施設や病院等の場合は、郡山市職員が訪問するために、申請者が訪問先に承諾を得ること。

(2) 団体等の訪問

(ア) 出張申請受付を申し込む場合は1名以上とする。(申請者に申請受付会場市町村と異なる市町村の住民が含まれる場合は申請者が2名以上見込まれること。)

なお、出張申請サポートを申し込む場合は申請者の人数は問わない。

(イ) 申込団体等において市内または広域圏の市町村に申請受付会場を確保できると及び市町村職員または受託者が持参する印刷機等の電源の確保ができること。

(ウ) 出張申請受付で実施の場合は申請者へ当日必要な書類の事前配布、案内等ができること。

(出張申請の申込方法)

第5条 申請者が、出張申請を希望する場合は、マイナンバーカードセンター及びマイナステーションの受付窓口、電話(コールセンター)、電子メールにより申し込むものとする。

2 出張申請を申し込む際に、氏名、住所、出張の希望日時、出張場所、連絡先等の必要事項を伝えるものとする。

3 団体等による出張申請の申し込み期限は出張申請実施希望日の20日前までとする。

出張申請受付を希望する団体等は、郡山市出張申請によるマイナンバーカード申請申込書(様式1)を出張申請受付実施希望日の20日前まで、及び交付申請者一覧(様式2)を出張申請受付実施希望日の5日前までに必要事項を記入し、提出するものとする。

(実施の決定)

第6条 前条による申し込みを受付したときは、本市は内容の確認と調整を行い、実施の可否を連絡する。また実施する場合は個人には郡山市が、団体等には郡山市及び受託者がその日程、必要事項等を連絡する。

2 前条による申込以外に、郡山市はイベント会場を選定し出張申請サポートを実施する。その場合は、郡山市及び受託者が当該施設を管理する者へ連絡し内容、会場、日程等の調整を行い、イベント会場使用の許可を受けるものとする。

(実施内容)

第7条 市町村職員及び受託者は、マイナンバーカードの交付申請に伴う写真撮影や申請

書作成の補助をする。出張申請受付の場合、市町村職員が申請者の本人確認を行い申請を受け付ける。出張申請サポートの場合、本人確認は行わず申請書は本人が地方公共団体情報システム機構に郵送で申請を行う。

- 2 郡山市及び広域圏市町村は、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成27年9月29日付け総行住第137号通知）（以下「事務処理要領」という。）」に基づき、マイナンバーカードの交付申請の受付や必要書類の回収を行うとともに、回収した必要書類は、適切な保管、廃棄などの処理を行うものとする。

（本人確認）

第8条 出張申請受付の際に行う本人確認方法については次のとおりとする。

- (1) 申請者の本人確認書類は、別紙に掲げるものとする。
- (2) 申請者の法定代理人であることの確認は、次の各号のとおりとする。なお、法定代理人の本人確認については、事務処理要領に基づき行うものとする。
 - (ア) 法定代理人に戸籍謄本又はその他その資格を証明する書類を提示させることにより確認するものとする。
 - (イ) 申請者が15歳未満の方でかつ本籍地が郡山市内である場合は、(ア)による確認方法のほか「郡山市個人番号カード関連事務における戸籍確認ガイドライン」に基づき、法定代理人が同意書を提出し郡山市職員が戸籍確認を行うことで戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略できるものとする。

（受取方法及び受取場所）

第9条 申請者のマイナンバーカードの受取方法及び受取場所は、次の各号に掲げるものとする。

- 2 出張申請受付の場合は後日、住民登録市町村役場からの郵送（本人限定郵便または簡易書留）でマイナンバーカードを受け取る。受取場所は次の各号のとおりとする。
 - (1) 住民登録地（自宅）
 - (2) 住民登録地以外に居所している等の理由で、申請者が指定し住民登録市町村が認めた場所（東日本大震災により避難をしている場合は避難先）
 - 3 出張申請サポートの場合は、申請者は、マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知が届いた後に住民登録市町村役場の窓口で受け取る。
 - 4 本条第2項の場合の要件は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本人確認書類の住所や氏名に変更があった場合は、更新していること。
 - (2) 郵便局の転送サービスを利用していないこと。
- （その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

- 2 この要領に定めるもののほか、事務処理要領及び地方自治法第245の4第1項の技術な助言に基づき事務を実施するものとする。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 9 月 15 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 マイナンバーカード申請本人確認

本人確認は下記のとおりとする。また本人確認書類は原本を提示すること。(有効期限内で現在の住所や氏名等が確認できるもの)

- (1) 通知カードまたは個人番号通知書がある場合…Aから1点 又は Bから2点
- (2) 通知カードまたは個人番号通知書がない場合…Aから2点 又は Aから1点とBから1点

A (顔写真付きのもの)	B 「氏名と生年月日」または「氏名及び住所」の記載のあるもの
・ マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 (平成 24 年 4 月 1 日以降に発行されたもの) ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 旅券 (パスポート) ・ 住民基本台帳カード ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 一時庇護許可書 ・ 仮滞在許可書	・ 健康保険証 (令和 7 年 12 月 1 日まで) ・ 資格確認書 ・ 介護保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 医療受給者証 ・ 診察券 ・ 各種年金証書、年金手帳、基礎番号通知 (年金額改定通知書・年金振込通知書を含む) ・ 生活保護受給者証 ・ 児童扶養手当証書 ・ 母子手帳 ・ 自立支援医療受給者証 ・ 官公署の職員証 ・ 社員証 ・ 学生証 ・ 海技免状 ・ 電気工事士免状 ・ 無線従事者免許 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 運行管理者技能検定合格証明書 ・ 猟銃、空気銃所持許可証 ・ 特殊電気工事資格者認定証 ・ 認定電気工事従事者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 航空従事者技能証明書 ・ 宅地建物取引士証 ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 教習資格認定証 ・ 検定合格証 ・ 上記に類する書類で市長が適当と認めるもの

ただし福祉施設による申込の場合には、通知カードまたは個人番号通知書がない場合であっても、Aから1点又はBから2点で本人確認を可とする。

郡山市出張申請によるマイナンバーカード申請申込書

申込日：令和 年 月 日

(提出先) 郡山市長

郡山市マイナンバーカード出張申請実施要領に同意し、申込します。

団体名			
申請予定者		名	
実施予定会場		所在地：	
		会場名：	駐車場の有無：
担当者	部署名		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先	Tel：	
E-mail：			
実施希望日 1		令和 年 月 日 ()	
実施希望日 2		令和 年 月 日 ()	

申込先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所 郡山市マイナンバー活用課宛 E-mail：mynumber@city.koriyama.lg.jp
-----	---

※申し込み順に対応させていただきますので、申し込み多数の場合は実施するまでに時間を要する場合もあるため、ご了承ください。

※市記入欄

受付日：令和 年 月 日

実施日	令和 年 月 日 ()
出張職員名	
備考	

交付申請者一覧

様式2

		実施日	令和 年 月 日		
		実施会場			
		団体名			
		担当者名			
No.	住所 方書	氏名	フリガナ	生年月日 (和暦)	通知カード の有無
例	郡山市朝日一丁目23番7号 ○○マンション101号	番号 花子	バンゴウ ハナコ	S50.12.1	○
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※この表は、申請に必要な資料を事前に準備する必要があるため、実施
予定日の5日前までに、申請者が確定した時点でご提出ください。